

別府市重度障がい者等就労支援特別事業の実施について

別府市では、これまで障害福祉サービス等で認められていなかった、通勤や職場における支援を実施することで、重度障がい者等の就労をサポートします。

対象者	<p>以下の要件に全て該当される方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○重度訪問介護、同行援護、行動援護の障害福祉サービスの支給決定を受けている方 ○民間企業に雇用される人（就労継続支援A型の利用者を除く）もしくは自営業者等で、週の所定労働時間が10時間以上である方（本事業を利用することで、10時間以上になる場合も含む） ○別府市内に在住していること（勤務先は市内に限定しない） 												
支援内容	<p>企業に雇用されている方の場合</p> <p>民間企業が、重度障がいのある方等を雇用するにあたり、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「JEED」という。）「障害者雇用納金制度」に基づく助成金を活用して職場介助者や通勤援助者を委嘱しても、さらに支援を必要とする場合に、障害福祉サービス（重度訪問介護、同行援護又は行動援護）と同等の支援を行います。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr style="background-color: #ffff00;"> <th style="text-align: center;">企業に雇用されている方</th> <th style="text-align: center;">JEEDの助成金を活用</th> <th style="text-align: center;">本事業で支援</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">通勤支援</td> <td style="text-align: center;">各年度3か月まで</td> <td style="text-align: center;">各年度4か月以降</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">職場等における業務介助 (※1)</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">—（助成金で対応）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">職場等における上記以外の身体介護（※2）</td> <td style="text-align: center;">×（助成金の対象外）</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 職場等における業務介助（JEEDの助成金を活用） 文書の朗読・作成、機器操作、入力作業、業務上の外出の付添い等</p> <p>※2 職場等における上記以外の身体介護 喀痰吸引、姿勢の調整、安全確保の見守り等</p> <p>※注 自営業の方は、JEEDの助成金の部分についても、本市で支援します。</p> <p>自営業の方の場合</p> <p>重度障がいのある方等が自営業者として働く場合、JEEDの助成金の対象とならないため、本事業単独で支援を行います。</p>	企業に雇用されている方	JEEDの助成金を活用	本事業で支援	通勤支援	各年度3か月まで	各年度4か月以降	職場等における業務介助 (※1)	○	—（助成金で対応）	職場等における上記以外の身体介護（※2）	×（助成金の対象外）	○
企業に雇用されている方	JEEDの助成金を活用	本事業で支援											
通勤支援	各年度3か月まで	各年度4か月以降											
職場等における業務介助 (※1)	○	—（助成金で対応）											
職場等における上記以外の身体介護（※2）	×（助成金の対象外）	○											

	自営業の方	JEEDの助成金を活用	本事業で支援
	通勤支援		○
	職場等における業務介助		○
	職場等における上記以外の身体介護		○
サービス提供事業者	サービス提供（ヘルパー派遣）を行う事業者は、重度訪問介護、同行援護又は行動援護を行っている指定障がい福祉サービス事業者となります。（別途、市と委託契約を締結する必要あり）		
支給量上限	① 重度訪問介護の支給決定者 160時間/月 ② 同行援護の支給決定者 30時間/月 ③ 行動援護の支給決定者 30時間/月		
利用者の負担	サービスの利用に要した費用の1割 （重度訪問介護等と同じ上限額の設定。なお、市民税非課税世帯の方の利用負担はありません。下表を参照ください。）		
	対象		月額負担上限額
	生活保護世帯		0円
	市町村民税非課税世帯		0円
	市町村民税課税世帯（所得割16万円未満）		9,300円
	市町村民税課税世帯（所得割16万円以上）		37,200円
支援計画書について	本事業を利用するためには、自営業者を含む民間企業は、重度障がい者等の通勤や職場における支援内容やその範囲等をまとめた「支援計画書」（別紙1-1）について、関係者（重度障がい者、サービス提供事業者等）と連携して作成することとしています。 なお、指定特定相談支援事業者が作成に協力した場合は、下記に定める協力費を市に請求できます。		
	支援計画作成協力費	障害者総合支援法に規定する計画相談支援給付を受けている者の計画作成	3,000円
		障害者総合支援法に規定する計画相談支援給付を受けている者の計画見直し	1,500円
問い合わせ先	別府市役所 市民福祉部 障害福祉課 支援係 TEL : 0977-21-1413 FAX : 0977-22-1780 MAIL : haw-hw@city.beppu.lg.jp		